

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	上村 崇
【住所又は本店所在地】	東京都豊島区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年12月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ALBERT
証券コード	3906
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上村 崇
住所又は本店所在地	東京都豊島区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ALBERT 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
電話番号	03-5909-7510

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上村 裕美子
住所又は本店所在地	東京都豊島区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ALBERT 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
電話番号	03-5909-7510

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年8月30日
訂正箇所	変更報告書提出事由

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

新株予約権の行使に伴う保有株券等の1%以上の内訳変更

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

事由：株券等保有割合の1%以上の減少